平成 21 年度 大学機関別認証評価 評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、名桜大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている と認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年4月1日から平成28(2016)年3月31日までとする。

【条件】

特になし。

Ⅱ 総評

建学の精神「平和」「自由」「進歩」のもとに、大学の目的が定められ、大学の使命も明確に規定されている。これらは、理事長・学長の講話、各媒体を通じて学内外に周知されている。

教育研究組織は、建学の精神を具現化するために、国際学群、人間健康学部、国際文化研究科を置き、教育研究を支援するための附属機関も設置しており、適切に構成されている。これらの組織の運営に関わる諸規程は整備され、連携が保たれている。また、教養教育の重要性は認識されており、全学的な責任体制が整備されている。

学群・学部・研究科ごとの教育目的・教育課程の編成方針は学則などに明示され、各媒体を通じて広く公表されている。また、教育内容に具体的な特色ある工夫を凝らし、学生の興味を喚起することにより、成果を上げるよう努めている。

アドミッションポリシーは明確に定められ、募集要項などで公表するなど、適切に運用されている。学習支援や学生サービス、就職・進学支援の体制は、各種センターの設置、 経済的支援制度などが確立しており、適切に運営している。

教員数は、大学設置基準が定める必要教員数及び教授数を充足しており、分野ごとの人員配置・専任教員の年齢構成もバランスがとれている。教員の採用・昇任については、各種規程に則って適切に行われている。

事務組織は、中期事業計画における基本方針のもと、業務内容及び業務量に応じた職員の配置が行われ整備されている。職員研修は、規程が定められ、学内外の研修会に積極的に参加させるとともに、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)合同の全体研修会を実施し教職員の連携に努めている。

管理運営については、寄附行為及び諸規程が整備されており、理事会・評議員会が適切に機能している。管理部門と教学部門の連携は、拡大部課長会議などにおいて連絡調整が行われている。また、大学の教育研究活動の向上を図るため、「名桜大学自己点検・評価委員会」を設置し、恒常的な点検評価体制を整えるとともに、外部有識者による客観的な視点での評価も行われている。

財務状況は、一部の学類の定員未充足などによる授業料収入減少の影響などで消費支出

超過となっている。中期経営計画を策定し、消費収支の均衡に向けた経営改善を継続して 行うこととしており、人件費、管理経費などの抑制や学生確保に努めることにより、財政 の安定化を確保していくことを期待したい。

自然環境に恵まれたキャンパスは、大学設置基準を十分に満たす校地と校舎を備え、施設開の安全性が確保されている。バリアフリーの推進やアメニティ空間の形成、無料の学生送迎バスの運行など、快適な教育研究環境づくりに努めている。

沖縄県及び名護市を含めた地元 12 市町村の出資により設立された公設民営の大学という特性から、地域に貢献する大学を目指し、大学施設の開放や多くの公開講座の実施、学生が参画する特徴ある取組みなど、地域貢献活動を積極的に行っている。また、国内外の大学と単位互換や交流の協定を結び、学生の学修機会の拡大を図っている。

「先輩・後輩コミュニティを基本とする学習支援センターの構築」「看護学科における参画型看護教育の取組み」については、大学の特色を表すものであり、今後も引続き重点的に推進していくことを期待する。

総じて、建学の精神に基づいた独自性ある教育研究活動を行い、学生支援にさまざまな 工夫を凝らしている。また、公立大学法人化が進められていることから、今後とも地域に 密着した大学として社会的責務を果たすことが期待される。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「平和」「自由」「進歩」のもとに、大学の目的を「世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成すること」と学則に定め、理事長・学長の講話・研修会などで教職員に周知されるとともに、大学概要、大学案内、広報誌、ホームページなどを通じて学内外に示されている。

特に、建学の精神については、卒業記念事業として、卒業する学生と大学が連携して「平和」「自由」「進歩」の銘板を埋込んだ四角錐塔を中心とする「親水広場」を完成させるなど、学生たちに周知するための努力を行っている。

そのほか、開学 5 周年、15 周年時のイベントをはじめ、建学の精神が、学生、教職員、地域住民に理解され浸透するように定期的にイベントを開催している。また、既に作成している英語版の建学の精神に加え、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語版を作成する計画があるなど、国際交流協定大学の教職員や学生にも周知を図る積極的な姿勢が看取できる。

また、大学の使命は、建学の精神・大学の目的を踏まえた教育目標として明確に定められ、建学の精神・大学の目的と同様の方法で学内外に周知されている。今後の計画として、同窓会と協働した組織的な取組みにより、一層の周知が計画されており、不断の努力がな

されている。

【優れた点】

- ・1年次生対象の「国際理解科目」に「平和論」を設け、建学の精神の重要な柱である「平和」を教育プログラムに位置付けていることは評価できる。
- ・学長自らが「大学と人生」の授業を通じて、開学の理念、教育の目標を概説し、学生の 意識を高めていることは評価できる。
- ・教職員にミッションステートメントを配付し、建学の精神、理念、使命、目的などを周知させ、授業改善の徹底を図っていることは評価できる。

基準2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

「世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材の育成」を教育目的として、国際学群(国際学類)、人間健康学部(スポーツ健康学科・看護学科)、国際文化研究科(修士課程)を設置し、教育研究を支援するために、附属図書館、「総合研究所」「国際EM技術研究所」「言語学習センター」「数理学習センター」「メディアネットワークセンター」「教員養成支援センター」「北部生涯学習推進センター」を附属施設として設置している。各組織は適切に構成され、各組織間の適切な関連性が保たれている。

全学的な事項は「大学協議会」が調整や協議・審議機関となり、個別の事項については、 全学的委員会(室)が所掌し、学群、学部、大学院それぞれに関わる事項は教授会・研究 科委員会、附属施設は運営委員会を審議機関としている。各組織の運営に関わる諸規程は 整備され、十分に機能しているとともに、連携が保たれている。

教養教育における全学共通科目の運用については「全学教務委員会」が運営に関わる責任組織となっている。また、学群及び学部が開講する独自の教養教育科目は、それぞれに委員会を設置し、「全学教務委員会」と連携をとりながら、適切に運営されている。

教育方針については、「大学協議会」と学群・学部教授会が密接な連携をとりながら、大学の使命・目的及び学生のニーズなどに迅速かつ効率的に対応する意思決定体制が整備され機能している。

【参考意見】

・教養教育については、全学共通教育と学群・学部独自の教養教育を包括するような全学 的な責任体制を整備することが期待される。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づき、学群(専攻)・学類・学部・研究科ごとの教育目的が明示され、それを達成するための教育編成方針が明確になっている。また、教育課程の編成方針は学則に明示され、大学概要、ホームページ、履修ガイドなどで広く公表している。教育編成方針に基づき各専門領域において必要な科目群を配置し、教育目的が達成できるように体系的な教育課程が設定されている。また、シラバスは大学の統一した書式を使用し、授業概要、授業目的、授業内容、評価基準を明示している。

各教育課程において、教養科目に類するものと、専門科目に類するものが配置され、大 学が重視する教養と、専門領域の学習がバランスよく進むように工夫されている。

年間行事予定、授業期間は明示され、単位の認定、進級及び卒業・修了の要件、履修登録単位数の上限も明記されている。また、各学群・学部・学科は、教育内容に具体的な特色ある工夫を凝らし、学生の興味を喚起し、成果を上げる努力をしている。

各学群・学部・学科・研究科で、それぞれの教育目的の達成状況の点検・評価の努力が 行われている。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・理念に基づいて、学群、学部、大学院ともにアドミッションポリシーを明確に定めてホームページや募集要項などで公表するなど、適切に運用されている。

附属施設として「言語学習センター」「メディアネットワークセンター」「教員養成支援センター」「数理学習センター」を設置し、学生の学習ニーズなどに対応した組織的な支援体制が整備されている。

各学年に学年担当教員やゼミ担当教員を配置し、学修、生活、進路、休退学などの問題について、「学生サポート委員会」や事務部門と連携しながら、きめ細かい相談・助言などに努めている。

学生の学習意欲の向上や経済的困窮学生に対する給付型の奨学金制度や授業料減免制度、 課外活動への経済的支援制度も確立しており、学生サービス体制は整備され、適切に運用 されている。

学生アパートの借上げ制度の導入や通学のための無料バスの運行など、生活や通学などのサービス体制はよく整備され、適切に運用されている。

就職・進学支援については、「キャリア開発委員会」を中心にキャリア教育を適切に行う 体制が整備され、県外(東京・大阪)への就職希望者の就職支援活動として「就職の翼」 事業や夏季休暇を利用した教職員による求人拡大のための企業訪問活動など、全学的な就 職・進路支援体制が整備され、適切に運用されている。

学生と学長・理事長との意見交換会、「チェンジ 100」などの取組みや、指導教員や事務 部門においても学生の意見や要望などをくみ上げる機会を提供し、学生からの意見や要望 などに対応する全学的な体制が整備され、適切に運用されている。

【優れた点】

- ・履修に関する指導やアドバイス、新入生の学生生活指導など、幅広い対応を行う「ウェルカムナビゲーション」が、学生を積極的に活用した全学的なピアサポートシステムとして機能している点は評価できる。
- ・学習意欲の向上や経済的支援などを目的として、多様な大学独自の給付型奨学金制度や 授業料の減免制度、課外活動の活性化のための経済的支援などの体制がよく整備され、 活用されている点は評価できる。
- ・県外への就職を積極的に促進・支援するための県外就職促進支援事業「就職の翼」を実施するとともに、夏季休暇を利用して教職員が求人拡大のための企業訪問を実施するなど、きめ細かい全学的な就職支援体制を整備している点は評価できる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な教員の配置に関しては、大学設置基準が定める必要専任教員数及び教授数を充足しており、分野ごとの人員配置並びに専任教員の年齢構成も適正で、バランスがとれている。また、外国人教員や特別な教授内容をもつ特任教員を適宜配置している。

教員の採用・昇任については、「学校法人名護総合学園教職員人事調整委員会規程」をは じめとする各種規程に則って適切に行われている。教員の担当時間数は、学群・学部・学 科により多少差異がみられるが、概ね良好である。また、高年次学生・学生ボランティア 組織による SA(Student Assistant)制度なども適切に行われている。

FD(Faculty Development)が組織的に実施され、学群・学部・学科ごとに熱心に取組んでいる。教員の評価体制も確立され、各教員が個人調書、教育研究業績書をまとめて提出し、それに基づく人事評価をしている。学生による授業評価も全科目において実施され、冊子にまとめて図書館で閲覧できるようにしている。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

事務組織は、法人の業務と教学の業務を所掌する事務体制を整備し、業務内容及び業務量に応じて職員の配置が行われており、事務局機能は概ね適切に整備されている。

職員の採用は、中期事業計画において職員人事に関する基本方針が決定され、職員数と 業務量の規模・内容を勘案し、計画に基づき定期的に実施している。

職員の採用・昇任・異動は就業規則などに定められ、人事考課の結果を昇任・異動や賞 与へ反映している。

事務職員の SD(Staff Development)活動は、「事務職員研修規程」を定め学内外の研修会に積極的に参加するとともに、FD(Faculty Development)・SD 合同の全体研修会を実施し、教職員の連携に努めている。

今後、高度化、専門化する事務職の業務拡大に対処するため、「アドミニストレータ学位」 を取得させるなど事務組織の強化を図っているが、今後は大学を経営面から支えうる機能 を確立するよう組織的に取組むことを期待したい。

教育研究を支援する事務体制は、事務部局の各課が中心となって、教員、学生からの事務処理・相談など迅速に対応しており、研究支援のための職員養成にも努めている。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学の管理運営については、「名護総合学園寄附行為」及び諸規程が整備されており、法人運営の最高決定機関としての理事会及び諮問機関としての評議員会が設置され、監査機能も適切に作用している。一方、日常的な重要事項を審議・実行する機関として、学内理事で構成される「経営審議会」が設置され、法人の方針や人事、理事会で決定する以外の規程の改廃など、理事会が委嘱した事柄を速やかに処理する仕組みが整えられている。

教学の運営体制は、「大学協議会」を頂点に大学全体の教学に関する重要事項の審議が行われ、下部機関としての各学群・学部の教授会は、「大学協議会」の方針に基づきそれぞれの領域における詳細事項の審議・決定を行っている。また「全学委員会」や、各学群・学部に設置されている委員会が、「大学協議会」や教授会における審議事項について詳細を審議あるいは提案を行い、大学の決定方針に基づいた施策の実行機関として機能している。

管理部門と教学部門の連携については、「拡大部課長会議」や「学長・学群長・学部長会議」において連絡調整され、「経営審議会」や教授会へ円滑に審議事項の受渡しや結果のフィードバックを相互に行っている。

大学の教育研究活動の向上については、「名桜大学自己点検・評価委員会」のもとに多くの教員が参加し恒常的な点検評価体制が整えられており、事務組織である「名桜大学評価室」がその活動を適宜支援している。また「名桜大学教育研究外部評価委員会」により客観的な視点での評価も行われている。

【参考意見】

・自己点検・評価報告書をホームページ上で公表することが望ましい。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

近年、地域社会からの要請を踏まえ、学部改組や新たな学部・学科などの設置を図ってきたが、財政については、一部の学類において定員未充足が続いており授業料収入減の影響などにより消費支出超過となっている。

これまで、学部・学科の設置経費については現預金及び減価償却引当金資産を取崩し自己資金で対応してきたが、今後、収入と支出のバランスを維持していくために、諸経費の抑制や学生確保に努めることなどにより、財政の安定化を確保していくことを期待したい。

外部資金の導入については、寄附金・補助金などの確保に努力がなされている。また、 中期経営計画を策定し、消費収支の均衡に向けた経営改善を継続していくこととしている ので、今後の成果に期待したい。

予算は、事業計画及び予算編成方針に基づき作成され、理事会の承認を経て成立している。会計処理は、「学校法人会計基準」「学校法人名護総合学園経理規則」などの必要な規程に基づき処理され、公認会計士による会計監査、監事による監事監査に加え、内部監査規程を制定し内部統制の充実に取組んでいる。

財務情報の公開は、財務書類の閲覧のほかホームページにも掲載し、教職員に周知する とともに在学生、保護者、卒業生や一般にも公開している。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

自然環境に恵まれた地にキャンパスを有しており、大学設置基準を十分に満たす校地と校舎を備えている。また、教育研究目的に基づき、体育施設、その他教育研究施設が整備され、適切に維持・運営されている。附属図書館については閲覧席数や開館時間が十分に確保され、学外者の利用にも積極的に供され、教育研究活動や地域における生涯学習のニーズに適切に対応している。

施設設備の安全性は確保され、バリアフリー化を積極的に推進し、また「安全衛生管理委員会」によりスタッフの勤務環境の維持向上が図られているほか、大学内の緑化やごみの分別を徹底化するなど、環境の美化に努めている。

学生アメニティに配慮し、多目的ホールや中央広場などは学習や交流を活発に行える環

境を提供する工夫がなされている。また、駐車スペースが多く確保され、車を持たない学生のための無料の学生送迎バスを運行するなど、通学しやすい条件を整えている。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

地元 12 市町村の支援を受けて設立された経緯から、地域に開かれ地域に貢献する大学を目指し、大学施設の開放、公開講座、生涯学習拠点として、大学の物的・人的資源を広く地域に開放している。特に、「総合研究所」「北部生涯学習推進センター」を軸として設けられている、「移動公開講座」「リカレント講座」「外国語講座」などの多彩な公開講座は特徴的である。

国内複数大学と単位互換協定を結んでいるほか、設立当初からの特徴として国際交流にも力を入れており、海外の複数大学とも姉妹校提携を行うなどにより、学生の学修機会の拡大を図っている。また、地元企業とはインターンシップや寄附講座の開設を行っているほか、共同研究を推進するなど、教育研究において適宜良好な関係を築いている。

地域社会との協力関係は活発であり、名護市長が理事に就任していることを筆頭に、大学教員が市の各審議会の委員として委嘱されているほか、教育委員会との連携を通じて地元の中学校へ教育サポーターの派遣を行っている。一方、名護市国民保健課との連携で「国保へルスアップ事業」を展開し、また学生を参画させ地域住民の健康増進を行うなど、長寿地域ならではの活動を積極的に行っている。そのほか、学生が関わる貢献活動は多岐にわたり、「ビーチ・クリーンアップ活動」「名桜大学エイサー隊」など、地域社会に溶込んだ取組みが行われている。

【優れた点】

・看護学科による住民の健康づくり支援、「国保ヘルスアップ事業」など市民の健康管理活動は、学生の体験型学習の場を担うとともに住民の生活習慣病予防の観点と地域社会連携の観点から極めて優れた取組みであり評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理は、就業規則を基本に関連諸規程の整備が行われ、大 学の規程集として教職員への周知が図られている。

各種のハラスメント防止、個人情報の保護、公益通報者保護や研究費の不正防止に係る

研究費管理規程などの諸規程が整備され、「倫理委員会」を設置して学内倫理の保持に努めている。

危機及び事故防止の諸規程が整備され、教職員、学生を対象に講習会、安全対策講座を 実施し、意識向上に取組むとともに、災害、緊急時における連絡網の整備や危機対策本部 の設置などの危機管理体制が整えられている。

大学の教育研究成果は、「名桜大学紀要委員会」や「名桜大学総合研究所紀要編集委員会」を設置し、「大学紀要」「総合研究所紀要」を刊行し学外の教育研究機関や関係団体に公表している。また、教職員・学生のコミュニケーション手段として学内 SNS(Social Network Service)「Meio Members」を開発し教育研究支援情報の共有を図るとともに、広報誌や大学ホームページを通じ学内外に広報活動を行う体制が整備されている。

【参考意見】

・危機管理のマニュアル化や災害以外の危機管理体制の充実に努めることが望まれる。